

【事例2】相続時精算課税を適用する場合

私は、父から宅地の贈与を受けました。
平成23年1月1日において、父は65歳以上、私は20歳以上ですので、相続時精算課税を選択して申告します。

町田 税務署長 平成23年分贈与税の申告書 FD4723

提出用 提出用

〒XXXX-XXXX (電話 XXXX-XXXX-XXXX)

住所 町田市〇〇△丁目×番×号

フリガナ ※フリガナは、必ず記入してください。 トウキョウハネコ

氏名 東京 花子

生年月日 343年01月05日 職業 会社員

税務署整理欄 (記入しないでください)

整理番号 名簿

申告書提出年月日 財産 事実

災害等延長期限 細目 処理

出国年月日 コード 訂正

死亡年月日 関号区分 修正

第一表 (平成22年分以降用)

贈与者の住所・氏名 (フリガナ) 申告者との続柄・生年月日

取得した財産の明細

種類 細目 利率区分・期間等 数量 単価 価額

所在場所等 固定資産税評価額 倍数

財産を取得した年月日 財産の価額

平成 年 月 日

平成 年 月 日

平成 年 月 日

財産の価額の合計額 (課税価格) ①

配偶者控除額 (右の事実に該当する場合には、..... □ 私は、今回の贈与者からの贈与について初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。) (贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額) ② (最高2,000万円)

基礎控除額 ③

②及び③の控除後の課税価格 (①-②-③) 【1,000円未満切捨て】 ④

④に対する税額 (申告書第一表(控用)の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。) ⑤

外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。) ⑥

差引税額 (⑤-⑥) ⑦

相続時精算課税分 (「贈与税分」のみ申告される方は、⑧及び⑨欄の記入の必要はありません。なお、「相続時精算課税分」の申告をされる方は、第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)」を作成してください。)

特定贈与者ごとの課税価格の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)」の⑩の金額の合計額) ⑧

特定贈与者ごとの差引税額の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)」の⑪の金額の合計額) ⑨

課税価格の合計額 (①+⑧) ⑩

差引税額の合計額 (納付すべき税額 (⑦+⑨)) 【100円未満切捨て】 ⑪

農地等納税猶予税額 (「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の⑤の金額) ⑫

株式等納税猶予税額 (「株式等納税猶予税額の計算書 (贈与税)」の3の④の金額又は「株式等納税猶予税額の計算書 (贈与税) (別表)」の2の②の金額) ⑬

申告期限までに納付すべき税額 (⑩-⑫-⑬) ⑭

この申告書が修正申告書である場合 差引税額の合計額 (納付すべき税額) の増加額 (⑩-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書 (別表)」の⑩) ⑮

申告期限までに納付すべき税額 (⑭-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書 (別表)」の⑪) の増加額 ⑯

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

税理士法第30条の書面提出有

税理士法第33条の2の書面提出有

通信日付印

確認者印

(資5-10-1-1-A4統一) (平23.10)

暦年課税に係る贈与財産がない場合には記入する必要はありません。

転記します。

転記します。

- 新たに相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表、第二表に加えて、「相続時精算課税選択届出書」(70 ページ参照)の提出が必要となります。

平成23年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)

FD4732

提出用		受贈者の氏名 東京花子	
次の特例の適用を受ける場合には、 <input type="checkbox"/> の中にレ印を記入してください。 <input type="checkbox"/> 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税選択の特例の適用を受けます。(単位は円)			
相続時精算課税	特定贈与者の住所・氏名(フリガナ) 申告者との続柄・生年月日	左の特定贈与者から取得した財産の明細	財産を取得した年月日
	住所	種類 細目 利用区分・区分等 数量 単価 所在地等 固定資産税評価額 倍数	財産の価額
	フリガナ 氏名		平成23年10月20日 125950000
	続柄 生年月日		平成 年 月 日
3	12	11	26
算	財産の価額の合計額(課税価格)	17	125950000
課税	特別控除額の計算	18	0
	特別控除額の残額(2,500万円-⑧)	19	25000000
	特別控除額(⑩の金額と⑨の金額のいずれか低い金額)	20	25000000
	翌年以降に繰り越される特別控除額(2,500万円-⑨-⑩)	21	0
	⑩の控除後の課税価格(⑩-⑨)【1,000円未満切捨て】	22	950000
分	⑫に対する税額(⑫×20%)	23	190000
	外国税額の控除額(外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。)	24	0
	差引税額(⑫-⑭)	25	190000
上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税の申告状況	申告した税務署名 控除を受けた年分 受贈者の住所及び氏名(「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。)	署 平成 年分	

「相続時精算課税選択の特例」(59 ページ参照)の適用を受けない場合には記入する必要はありません。

記入もれが多い箇所ですので注意してください。

事例2

○ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

※ 税務署整理欄	整理番号	名簿	届出番号
	財産細目コード	確認	

※印欄には記入しないでください。(資5-10-2-1-A4統一)(平23.10)



相続時精算課税選択届出書

(平成21年分以降)

受贈者	住所 又は 居所	〒 XXX-XXXX 電話 (XXX - XXXX - XXXXX) 町田市 〇〇 Δ丁目 X番 X号
	フリガナ	トウキョウ ケイコ
	氏名 (生年月日)	東京 花子 (大・平 43年1月5日)
	特定贈与者との続柄	長女

私は、下記の特定贈与者から平成 23 年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

1 特定贈与者に関する事項

住所 又は居所	町田市 〇〇 Δ丁目 X番 Δ号
フリガナ	トウキョウ ケイコ
氏名	東京 一郎
生年月日	明・大・平 12年11月26日

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合

推定相続人となった理由	
推定相続人となった年月日	平成 年 月 日

3 添付書類

次の(1)~(4)のすべての書類が必要となります。なお、いずれの添付書類も、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

- (1) 受贈者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類
 - ① 受贈者の氏名、生年月日
 - ② 受贈者が特定贈与者の推定相続人であること
- (2) 受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が20歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(受贈者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)
- (3) 特定贈与者の住民票の写しその他の書類で、特定贈与者の氏名、生年月日を証する書類
- (4) 特定贈与者の戸籍の附票の写しその他の書類で、特定贈与者が65歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(特定贈与者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)

(注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます(この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。)

作成税理士	(印)	電話番号
-------	-----	------

※ 税務署整理欄	届出番号	-	名簿						確認
----------	------	---	----	--	--	--	--	--	----

※印欄には記入しないでください。

(資5-42-A4統一) (平23.10)

○「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類とともに申告書第一表及び第二表と一緒に提出してください。

「23」と記入してください。

平成23年中に特定贈与者の推定相続人となった場合以外は記入する必要はありません。

平成 23 年分 相続時精算課税を選択する場合のチェックシート

このチェックシートは、平成 23 年中に贈与を受けた財産に対して相続時精算課税を選択することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。この回答欄の左側のみに○がある場合には、原則として相続時精算課税を選択することができます。

該当する回答を○で囲んでください

1	贈与者は昭和 21 年 1 月 2 日以前に生まれた人ですか。	はい	いいえ
2	あなたは、平成 3 年 1 月 2 日以前に生まれた人ですか。	はい	いいえ
3	あなたは、贈与を受けた日現在において贈与者の子である推定相続人（子が亡くなっているときには孫を含みます。）ですか。	はい	いいえ

(注) 住宅取得等のための金銭の贈与を受けた人で、その贈与者が昭和 21 年 1 月 3 日以後に生まれた人の場合には、「平成 23 年分「住宅取得等資金の非課税制度」及び「相続時精算課税選択の特例」のチェックシート」(37 ページ参照) を使用してください。

《事例 2 の添付書類》

相続時精算課税 (59 ページの「相続時精算課税選択の特例」を含みます。) の適用を新たに受ける場合 (27 ページの (注) 3 参照) には、相続時精算課税選択届出書に次の表に掲げる書類を添付しなければなりません。

次の表の 1 から 4 までの書類は、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。

添付書類	
1	受贈者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類 ① 受贈者の氏名、生年月日 ② 受贈者が贈与者の推定相続人であること
2	受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が 20 歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類 (受贈者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)
3	贈与者の住民票の写しその他の書類で、贈与者の氏名、生年月日を証する書類
4	贈与者の戸籍の附票の写しその他の書類で、贈与者が 65 歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類 (贈与者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。) (注) 1 59 ページの「相続時精算課税選択の特例」の適用を受ける場合には、「贈与者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類」となります。 2 上記 3 の書類として贈与者の住民票の写しを添付する場合で、贈与者が 65 歳に達した時以後 (相続時精算課税選択の特例) の適用を受ける場合を除きます。) 又は平成 15 年 1 月 1 日以後、贈与者の住所に変更がないときは、4 の書類を提出する必要はありません。

(注) 受贈者が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡している場合の提出書類については、税務署におたずねください。

《適用要件》

1 適用対象者等

贈与者	贈与をした年の 1 月 1 日において 65 歳以上 (昭和 21 年 1 月 2 日以前に生まれた人) で、かつ、贈与をした時において受贈者の親であること。
受贈者	贈与を受けた年の 1 月 1 日において 20 歳以上 (平成 3 年 1 月 2 日以前に生まれた人) で、かつ、贈与を受けた時において贈与者の子である推定相続人であること。

(注) 1 上記の推定相続人が亡くなっている場合には 20 歳以上である孫を含みます。
2 その贈与者の養子となるなどの事由により、贈与を受けた年の途中でその贈与者の推定相続人となった場合には、推定相続人となった時より前にその贈与者から贈与を受けた財産については、相続時精算課税の適用を受けることはできません。

2 適用手続

相続時精算課税の適用を受けようとする人は、**贈与税の申告書の提出期間内**（4 ページ参照）に「**相続時精算課税選択届出書**」（70 ページ参照）（注）2 及び 3 参照）を「**贈与税の申告書第一表**」、「**贈与税の申告書第二表（相続時精算課税の計算明細書）**」及び「**添付書類**」（26 ページ参照）とともに**受贈者の住所地の所轄税務署長**に提出しなければなりません。

なお、贈与税の申告書の提出期間内に上記の申告書、届出書及び添付書類の提出がないときは、**暦年課税が適用**されます（注）2 に該当する人を除きます。）。

- (注) 1 上記により、相続時精算課税選択届出書を提出した人を「**相続時精算課税適用者**」、その届出書に係る贈与者を「**特定贈与者**」といいます。
- 2 上記の届出書は、その届出に係る贈与者から贈与を受けた財産について、平成 22 年分以前の贈与税の申告において相続時精算課税の適用を受けている場合には、再度提出する必要はありません（26 ページの「添付書類」に掲げる書類も同様です。）。
- 3 平成 22 年分以前の贈与税の申告において相続時精算課税の適用を受けている人であっても、その適用に係る贈与者以外の人から贈与を受けた財産について、相続時精算課税の適用を受けようとする場合は、贈与税の申告書の提出期間内に、新たに届出書等を提出する必要があります。
- 4 上記の手続は、住宅用家屋の新築若しくは取得又は増改築等のための金銭の贈与を受けた場合の特例のひとつである 59 ページの「相続時精算課税選択の特例」の適用を受ける場合にも必要となります。
- 5 相続時精算課税の適用を受けようとしていた人が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡した場合や、財産の贈与を受けた年にその贈与に係る贈与者が死亡した場合などは、この「贈与税の申告のしかた」の説明と異なる点がありますので、詳しくは税務署におたずねください。

Q & A 不動産取得税はかかりますか。

問： 相続時精算課税に係る贈与により取得した不動産の価額が相続時精算課税の特別控除額以下であっても、不動産取得税（地方税）はかかるのでしょうか。

答： 贈与により取得した不動産の価額が相続時精算課税の特別控除額以下でも、不動産取得税（地方税）はかかります。詳しくは都道府県税事務所におたずねください。

Q & A 相続時精算課税選択届出書の作成

問： 私は父と母から財産の贈与を受け、それぞれから贈与を受けた財産について相続時精算課税を選択しようと考えています。その場合、相続時精算課税選択届出書は、父母それぞれに作成しなければならぬのでしょうか。

答： 父母それぞれに作成する必要があります。
相続時精算課税選択届出書は、贈与をした者ごとに作成しなければなりません。
なお、具体的な計算例については、28 ページをご覧ください。

(参考) 相続時精算課税の適用を受ける場合の具体的な計算例

(設例 1) 同一年中に特定贈与者 2 人から財産の贈与を受けた場合

私は、平成 23 年中に、父から 3,000 万円、母から 2,500 万円の財産の贈与を受け、それぞれから贈与を受けた財産について相続時精算課税を選択して申告します。

(父から贈与を受けた財産に係る贈与税額の計算)

課税価格	特別控除額		税率	贈与税額
3,000 万円	- 2,500 万円	= 500 万円	500 万円 × 20%	= 100 万円・・・①

(母から贈与を受けた財産に係る贈与税額の計算)

課税価格	特別控除額			
2,500 万円	- 2,500 万円	= 0 万円	(贈与税額は、算出されない。)	・・・②

(納付すべき税額)

① + ② = 100 万円

(設例 2) 同一年中に特定贈与者及び特定贈与者以外の贈与者から財産の贈与を受けた場合

私は、平成 23 年中に、父から 3,000 万円、母から 200 万円の財産の贈与を受け、父から贈与を受けた財産についてのみ相続時精算課税を選択して申告します。

(父から贈与を受けた財産に係る贈与税額の計算)

課税価格	特別控除額		税率	贈与税額
3,000 万円	- 2,500 万円	= 500 万円	500 万円 × 20%	= 100 万円・・・①

(母から贈与を受けた財産に係る贈与税額の計算)

課税価格	基礎控除額		(※) 税率	贈与税額
200 万円	- 110 万円	= 90 万円	90 万円 × 10%	= 9 万円・・・②

(※) 適用する税率は、1 ページの「贈与税の速算表」をご覧ください。

(納付すべき税額)

① + ② = 109 万円

